

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

日程第 16. 議案第 30 号 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長 宮城清政君 日程第 16. 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）平成 27 年度南風原町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。（繰越明許費の補正）第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費の補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうから、平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）の概要についてご説明いたします。まず、説明の前にお詫びを申し上げたいと思います。今回の補正予算（第 10 号）につきましては、本議会開催中の 3 月 9 日に一般会計補正予算（第 9 号）で可決をしていただきました繰越明許費について変更が生じたために、再度今回の補正予算（第 10 号）となっております。担当職員の事務手続き上における勘違いから、予算が 1 つになっていることで繰り越しの手続きが路線ごととなっていることに資料が足りずに県への繰越額の変更を行っていなかったため、補正 9 号の繰越明許費に変更が生じる結果となりました。これについては事務手続きの不慣れというよりも思慮が足りなかったというのが原因でございます。大変申し訳ございません。今後、この事務手続きの熟知に向けた職員指導を徹底してまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）の概要についてご説明いたします。2 ページをお願いいたします。第 1 表繰越明許費補正は、8 款 2 項、道路橋梁費の繰越明許費において、県へ申請しました繰越承認額の調整不足により、路線ごとの繰越額に変更が生じたためでございます。町道 10 号線道路改良事業が 3,100 万円から 941 万円へ、町道 113 号線道路改良事業が 1,630 万円から 4,660 万円に変更するものでございます。繰越明許費の合計総額が 8 億 9,073 万 1,000 円から 871 万円増の 8 億 9,944 万 1,000 円に変更となります。この合計額は、補正 9 号で可決していただきました繰越額の総額となっております。以上が議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では質問させてください。質問については、前もって通告書を皆さんにお上げしています。職員の皆さんが一生懸命仕事をしていることも私は評価しています。そして、感謝もしています。けれども、不発弾処理を交付申請しなかったために 163 万円の損失を受けました。そして、国から必要ない物件として指摘されました移転補償費 1,221 万 6,000 円も返還されました。そして今度も事務的ミス。そのように頻繁に、度重なるミスが前からあったと思います。そこで質問いたします。道路改良事業で繰越明許した事例は数多くあります。担当した職員は新採用職員で経験のない人だったのかどうかお答えください。

2 点目、まさか部長、課長が指示はしなかったでしょうね。お答えください。

3 点目、ミスをするたびに今後そういうことがないようにと反省の言葉を聞きます。しかし、それが生かされていません。なぜでしょうか。

4 点目です。これまでと違う手法であれば、当然、県に対して照会をし指導を受けるべきです。されましたか。しなかったということであれば、しなかった理由は何だったのかお答えください。

5 点目です。議会では、執行部を信じ、提案された議案を信用しています。間違った議案を提案し審議させるのは議会軽視だと思いたしますがどうでしょうか。また、その責任は大きいと思います。

6 点目です。職員がミスをした場合、迷惑するのは町民です。何をもってお詫びをするのかお答えください。以上、町政の最高責任者である町長、お答えください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。まず 1 点目でございます。今回担当した職員については、特に新規採用職員ではなく、どちらかと言うとベテランの職員ということでございます。

2 点目でございます。部長、課長は指示しなかったかということでございますが、今回は繰越の手続きを取る、取らないということではなく、繰越手続きを取った中身で、担当の者が本来路線ごとでやるべきものを予算のプールで勘違いしたことが要因でございまして、直接その詳細について、部長・課長からの指示はやってございません。

3 点目でございます。ミスするたびにということでございますけれども、これにつきましてはただお詫びするものでございます。詳細事務の流れにつきましては、そのつど、年度初めに年度末でそういったミスが出ないよう各課におきまして会議を開くなり対策を取っていますけれども、今回のようなミスが出ましたことに対しましては深くお詫び申し上げます。

4 点目でございます。これまでと違う手法があればとのことですが、これまでの手法と特に違ったことはございません。昨年におきましては、きちんとした対応となっております。

すが、今回は勘違いした結果でございます。

5 点目でございます。結果的に本議会におきまして 2 度の補正予算が発生しましたことにつきまして、誠に申し訳なく思っております。今後はさらにその職員の事業に対する事務手続き等の熟知を徹底してまいりたいと思っております。誠に申し訳ございません。

6 点目です。5 点目、6 点目につきましては、ただいまの答弁とさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今回の繰越明許費の補正については、3 月 9 日に皆さん方に同意をしてもらって、また私たちも事業着手をやっていくのだという思いでおりましたが、結果として路線ごとの事業であると明確にされているものですから、これに対して私たちはこういうことが今後ないように再三再四、チェック、目配り、気配りが一番大事であります。そこが今回は、単純だという思いからこういうことができなかったのが間違いにつながったと思っております。こういうことがないように今後とも口すっぱく、また課内・部内においての確認作業を十二分にやっていくことが一番大事だと思っておりますので、私たちは最善の努力を尽くし、町民に対して、議会に対しては本当に申し訳なかったと思っております。今後、肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 常日頃から職員が一生懸命仕事をしていることは評価しています。感謝もしています。少ない人数であれだけの事業をこなすのは大変だと思います。そういった面で職員の皆さんには非常に感謝しています。けれども、今申し上げたようにミスが多過ぎる。そのたびに町民に迷惑をかけるわけでしょう。それは決してやってはいけないことだと思います。

1 点だけ伺います。3 月 9 日に、この町道 10 号線で入札の通知をしたがその場で入札取り消しをしたという情報を得たのですが、それは事実なのかどうかお答えください。

それともう 1 点は、入札の結果、請負契約をして 40 パーセントの前払金を支払った場合、財源の繰り越しは通りませんね。その場合、町民に迷惑をかけることにならないのかな。皆さん方は 900 万円あまりしか明許繰越をしません。けれども、そこに財源がかなり必要とします。そういった面での財源がないのに請負契約の締結というのが私には不思議でならないが、それは事実だったかどうか、入札をしたのかどうか。その結果がこういうことになったらどうなるのでしょうか。教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町道 10 号線改良工事の入札につきましては、3 月 9 日の一般会計予算繰越明許費の決をもって執行する予定でございましたけれども、議会終了後に今回の繰り越しの手続きの変更が生じることが分かったことから、急きよその翌日 3 月 10 日に予定しておりました工事入札を延期しております。これはそのまま執行しますと予算との不都合がどうしても出てくることから、一旦、工事入札を延期しまして、新年度予算に町道 10 号線を早期に発注しようということで、中止ではなく延期ということでございます。よって、入札にかけておりませんので前金払いといったことは生じてこないということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 部長、課長、しっかりしてよ。事業が認定されたからといって補助金まで町長の権限ではないでしょう。国・県の補助金が町長に決裁権があるということではありません。今、皆さんが詫びていますが、すべて皆さんの自己判断の結果、なるだろうという判断でミスが起こっています。そういう違う方法で、違う解釈でもし事業をやるならば、先にも申し上げました当然、県と照合するのが当たり前でしょう。もし皆さんが事業を執行した場合、たぶん歳入欠陥になるでしょう。結果、また町民に負担が出ることも予想されます。そういった面でもっとしっかりして欲しい。国・県からの補助金ですが、こういうふうを考えていますがやっていますかと確認するのが当たり前でしょう。それを怠っているのが大きな原因だと思います。このことを全課長・部長に、職員に申し上げて質問を終わります。しっかりがんばってください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 30 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 30 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 10 号) についてを採決します。本案は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(起立全員)

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。